

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成28年2月10日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500376 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1500065 号

第1 結論

平成 8 年 * 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 51 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 8 年 * 月

私が、20 歳になった平成 8 年 * 月に、大学生であった私の代わりに、母親が、A 市 B 区役所の窓口で国民年金の加入手続を行った。その際、母親が、同年 * 月分の国民年金保険料 1 万 2,300 円を現金で納付し、併せて口座振替の手続を行ったが、請求期間の保険料が未納となっている。調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、母親が、平成 8 年 * 月に自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているところ、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された 20 歳到達被保険者の資格取得日等から、同年 * 月ないし同年 * 月頃であると推認されることから、加入手続時期が請求内容と一致する上、当該加入手続の時点において、請求期間の保険料を現年度納付により納付することが可能である。

また、請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとするその母親は、i) 自身の国民年金加入期間において保険料を全て納付している上、任意加入している期間もあること、ii) 請求者と同様に、20 歳到達時に国民年金の加入手続を行い、学生期間の保険料を納付していたとするその姉は、20 歳到達時から国民年金加入期間の保険料が全て納付済みとなっていることから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれ、請求期間も短期間であり、母親が保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500375 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500160 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 52 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日に訂正し、同年 7 月の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

昭和 52 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 52 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間が被保険者となっていないが、当該期間は、A社が新たに設立したB社に転籍となった時期であり、両社の代表者は同一で、1日の空白もなく雇用が継続していた。

請求期間に係る厚生年金保険料は、給与から控除されていたので、調査の上、当該期間の記録を訂正し、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録並びに請求期間当時のA社の代表取締役及び同社の同僚の回答により、請求者が同社に昭和 52 年 7 月 31 日まで勤務していたことが確認できる。

そして、A社の代表取締役及び同社の同僚の回答により、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和 52 年 6 月の厚生年金保険の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、昭和 52 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を同年 8 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 7 月 31 日を

資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年7月31日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500370 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500161 号

第1 結論

請求者のA社における平成8年10月1日から平成10年1月31日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年10月から平成9年9月までの標準報酬月額については、9万8,000円から38万円とし、同年10月から同年12月までの標準報酬月額については、9万8,000円から32万円とする。

平成8年10月から平成9年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年10月1日から平成10年1月31日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低い9万8,000円と記録されているが、当時の給与額は32万円から34万円程度であった。

請求期間について標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初平成8年10月から平成9年9月までは38万円、同年10月から同年12月までは32万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年1月31日）より後の同年2月27日付で、平成8年10月1日に遡って両期間とも9万8,000円に引き下げられていることが確認できる上、請求者のほか21名の標準報酬月額についても同様に同年10月1日又は平成9年10月1日に遡って引き下げられていることが確認できる。

また、請求者は、当該遡及訂正処理が行われた平成10年当時、会社の経営状態は良くなかったと思うと陳述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年10月から平成9

年9月までは38万円、同年10月から同年12月までは32万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500502 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500158 号

第 1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 女（妻）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 23 年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 17 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 39 年 12 月 1 日から昭和 40 年 1 月 1 日まで

私の夫は、A 社に入社した後に、昭和 40 年 1 月に関連会社の B 社に異動したが、請求期間の厚生年金保険被保険者の記録が無い。継続勤務していたので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録及び従業員の陳述から、訂正請求記録の対象者が請求期間に A 社又は B 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、訂正請求記録の対象者と同様に請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い従業員が所持している給与明細書では、請求期間の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、訂正請求記録の対象者と同様に請求期間に被保険者記録が無い従業員 26 名に照会したところ、21 名から回答があったが、請求期間当時の厚生年金保険料の控除について具体的な陳述を得ることはできなかった。

さらに、A 社及び B 社の当時の事業主は死亡しており、後任の事業主は、「請求期間当時の従業員の資料を保管していないことから、訂正請求記録の対象者の勤務実態及び保険料控除等について確認することができない。」と回答している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500496 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500159 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 49 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 12 月
② 平成 19 年 8 月

明細書は無いが、A社から平成 18 年 12 月及び平成 19 年 8 月に賞与を支給された覚えがあるにもかかわらず、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求者に係る平成 18 年及び平成 19 年の賃金台帳において、請求期間の賞与の支給は確認できない。

また、A社は、「請求者については、請求期間において、賞与を支給する雇用契約とはなっていなかった。」と回答している。

さらに、A社から提出された、請求者に係る平成 18 年分及び平成 19 年分の給与所得の源泉徴収票から、請求期間に係る賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できない。

加えて、請求者がA社からの給与振込口座を開設していたとするB銀行から提出された、請求者に係る「預金取引明細表」においても、請求期間の賞与の振込は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500354 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500162 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 10 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 37 年 3 月 15 日から昭和 38 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 3 月 15 日から昭和 38 年 5 月 31 日まで、B 職の C 氏の D 職として勤務していましたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が被保険者期間となっていない。

請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が挙げる前任者の陳述から、期間は特定できないものの、請求者が B 職の C 氏の E 職として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、請求者は、「C 氏から、D 職の名義を前任者から私に変更すると言われたが、結局、名義は変更されなかった。」と陳述しているところ、E 職の給与及び社会保険関係事務を担当する A 事業所は、「D 職は、B 職が採用し、A 事業所に届出を行う。D 職であった者に係る記録は全て保管してあるが、請求者が D 職であった記録は無い。A 事業所において厚生年金保険に加入させるのは D 職のみであるから、請求者について厚生年金保険の届出は行っていない。D 職でない者に A 事業所から給与を支払うことはないので、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、請求者が挙げる後任者は、A 事業所において厚生年金保険被保険者となっていない。

さらに、請求者は、「請求期間当時、給与明細書はもらっていなかった。」と陳述しており、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500371 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500163 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

私は、平成 2 年 6 月 21 日に C 社に入社し、請求期間にあたる平成 10 年 1 月か同年 2 月頃に、会社都合で同社から A 社に移籍となつたが、移籍前後では、勤務形態も業務内容も変わらずに継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、請求期間の被保険者記録が無いので、被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険加入記録から、請求者が、請求期間において A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、平成 10 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間当時は適用事業所ではないことが確認できる上、請求者が所持する給与明細書によると、当該期間に係る厚生年金保険料（平成 10 年 1 月の厚生年金保険料）は控除されていないことが確認できる。

また、B 社に対し、照会文書を送付したが、回答を得られないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。